

表1 保険料額の求め方

均等割額43,143円 + 所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 所得割率9.63%
 なお、年間の所得が507万5千円以上の方の保険料は、50万円です。

表2 均等割の軽減

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減率	軽減額
33万円	7割	30,201円
33万円 + (24万5,000円 × 世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く))	5割	21,572円
33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)	2割	8,629円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。
 ※世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

表3 平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額(個人)の試算(年額)

年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

(例1) 1人世帯の場合

所得 (年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

(例2) 夫婦2人世帯の場合

所得 (年金収入のみ)	夫 妻	①	②	③
		30万円 (150万円) 0円 (50万円)	80万円 (200万円) 0円 (50万円)	130万円 (250万円) 0円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

※夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。
 ※表2の判定方法により、①は30,201円②は8,629円が軽減されています。

表4 大雪地区国民健康保険と北海道後期高齢者医療の保険料算定基準の比較

	所得割	資産割	均等割	平等割
大雪地区国民健康保険 (19年度)	8.00%	40.00%	26,000円	39,000円
北海道後期高齢者医療 (20年度)	9.63%	0.00%	43,143円	0円

表5 大雪地区国民健康保険と「北海道後期高齢者医療の保険料額(年額)の試算と比較

年間の保険料額がどの程度になるかを試算・比較したものです。

(例1) Aさん一家 (2割軽減対象世帯)

夫: 77歳 総所得金額: 1,150,000円 (公的年金所得のみ) 固定資産税: 22,500円		大雪地区国民健康保険 (平成19年度)		北海道後期高齢者医療制度 (平成20年度)	
妻: 76歳 総所得金額: 0円、固定資産税: 0円の場合					
保険料	夫	126,600円	→	113,400円	
	妻	20,800円		34,500円	
	合計	147,400円		147,900円	

(例2) Bさん一家 (7割軽減対象世帯)

夫: 78歳 総所得金額: 430,000円 (公的年金所得のみ) 固定資産税: 8,000円		大雪地区国民健康保険 (平成19年度)		北海道後期高齢者医療制度 (平成20年度)	
妻: 76歳 総所得金額: 0円、固定資産税: 69,000円の場合					
保険料	夫	126,600円	→	22,500円	
	妻	20,800円		12,900円	
	合計	147,400円		35,400円	

※大雪地区国民健康保険の平等割の金額は、夫に含めています。

■主なポイント

- ①被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ②被保険者証が一人に1枚交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示します。
- ③医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割 (現役並み所得者は3割) です。
- ④医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。被保険者は、75歳以上の方です (65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象です)。
 運営は北海道後期高齢者医療

来年4月スタートの後期高齢者医療制度
 平成20・21年度の保険料額決定

療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届け出など窓口業務などは大雪地区広域連合 (東川町) が行います。
保険料の仕組みは?
 医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料 (1割) と、国や道、市町村からの公費 (約5割)、現役世代からの支援金 (約4割) で構成されます。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割 (以下「均等割」といいます)」と、所得に応じて負担する「所得割」に区分されます。

保険料率は?
 個人の保険料は、均等割額と所得割額からなる「保険料率」で計算されます (表1)。基本的には、道内均一ですが一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村の場合は、制度施行時から6年間、暫定的に軽減されます。
 東川町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度の年間均等割額が4万3千143円、所得割率が9・63%です。
 11月22日の北海道後期高齢者医療広域連合議会で制定された保険料条例で決まりました。
保険料の軽減と減免は?
 所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等にに応じて、均等割が軽減されます (表2)。
 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、

これまで保険料の負担がなかったのに、2年間所得割がからず、均等割も5割軽減の激変緩和があります。
 この負担をさらに一時的に軽減できないか、現在国で検討中です。決定次第、お知らせいたします。
 災害などで重大な損害を受けた時や特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、北海道後期高齢者医療広域連合に申請して保険料を減免される場合があります。
保険料を納める方法は?
 保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。
 ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、大雪地区広域連合の条例で定める納期ごとに、納付書の方法などで納めることになります。

北海道後期高齢者医療広域連合事務局 (国保会館内)
 ☎011-290-5601
 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
 ホームページアドレス <http://iryokouiki-hokkaido.jp>
 大雪地区広域連合事務局国保老健係
 ☎82-2111 (内線562・563)
 東川町役場保健福祉課保険年金係
 ☎82-2111 (内線123)

年間の保険料額は?
 東川町にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、次ページ (表3) (表5) をご参考ください。
 保険料の年間の限度額は、50万円です。
 保険料の算定基準は (表4) です。